

平成26年5月16日招集

秩父市議会臨時会議案

目 次

議案第48号	専決処分について（秩父市税条例の一部を改正する条例）……………	1
議案第49号	専決処分について（秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例）……	6
議案第50号	専決処分について（秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）…	9
議案第51号	専決処分について（平成25年度秩父市一般会計補正予算（第6回））…	12
議案第52号	平成26年度秩父市一般会計補正予算（第2回）……………	29
議案第53号	秩父市監査委員の選任について……………	34

議案第48号

専決処分について

秩父市税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成26年5月16日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

専決処分書

秩父市税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

秩父市税条例の一部を改正する条例

秩父市税条例（平成17年秩父市条例第65号）の一部を次のように改正する。
第57条及び第59条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号」に改め、同条第3項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{1}$ とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{1}$ とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{1}$ とする。

附則第10条の2に次の2項を加える。

7 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

8 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{4}{3}$ とする。

附則第10条の3に次の1項を加える。

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、

3月以内に提出することができなかつた理由

附則第21条第1項を次のように改める。

第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第21条第2項を削る。

附則第21条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第57条及び第59条の改正規定は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の秩父市税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得され

る新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第10条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

議案第49号

専決処分について

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成26年5月16日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

専決処分書

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

秩父市都市計画税条例の一部を改正する条例

秩父市都市計画税条例（平成17年秩父市条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第12項中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」を「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の秩父市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第12項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第40項」とあるのは、「若しくは第35項」とする。

議案第50号

専決処分について

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成26年5月16日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

専決処分書

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

秩父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秩父市国民健康保険税条例（平成17年秩父市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第21条第2号中「（当該納税義務者を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の秩父市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第51号

専決処分について

平成25年度秩父市一般会計補正予算（第6回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成26年5月16日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

専決処分書

平成25年度秩父市一般会計補正予算（第6回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

平成25年度秩父市一般会計補正予算（第6回）

平成25年度秩父市一般会計補正予算（第6回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ591千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,060,370千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 寄附金		10,399	291	10,690
	1 寄附金	10,399	291	10,690
20 諸収入		648,478	300	648,778
	5 雑入	478,774	300	479,074
歳入合計		30,059,779	591	30,060,370

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 予備費		313,704	591	314,295
	1 予備費	313,704	591	314,295
歳 出 合 計		30,059,779	591	30,060,370

第 2 表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	秩父試験地メガソーラー誘致事業	1,000
8 土木費	3 河川費	小坂下排水路整備事業	1,296

(変 更)

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	(仮称)大中橋架設事業	145,200	(仮称)大中橋架設事業	151,200

余 白

平成25年度一般会計補正予算（第6回）

1 総括 歳入歳出補正予算事項別明細書
 （歳入）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
17 寄附金	10,399	291	10,690
20 諸収入	648,478	300	648,778
歳入合計	30,059,779	591	30,060,370

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
8 土木費	3,385,042	0	3,385,042
14 予備費	313,704	591	314,295
歳出合計	30,059,779	591	30,060,370

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
			591	△591
				591
			591	

2 歳 入

(款) 17 寄附金
(項) 1 寄附金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
17		寄 附 金	10,399	291	10,690
	1	寄 附 金	10,399	291	10,690
	1	総務費寄附金	2,390	291	2,681
20		諸 収 入	648,478	300	648,778
	5	雑 入	478,774	300	479,074
	1	雑 入	478,774	300	479,074

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費 寄附金	291	・ 平成26年豪雪対策事業寄附金
7 雑入	300	・ 県市長会豪雪災害見舞金

3 歳 出

(款) 8 土木費
(項) 2 道路橋りょう費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳					
				特 定 財 源					
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
8			土木費	3,385,042	0	3,385,042			591
	2		道路橋りょう費	1,432,025	0	1,432,025			591
		2	道路維持費	134,157	0	134,157			591
							(寄) 平成26年豪雪対策事業寄附金(埼玉県西部読売会西入間支部)		291
							(諸) 県市長会豪雪災害見舞金		300

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
△591			
△591			
△591			

(款) 14 予備費
(項) 1 予備費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
14		予備費	313,704	591	314,295			
	1	予備費	313,704	591	314,295			
		1 予備費	313,704	591	314,295			

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
591			
591			
591			

余 白

議案第52号

平成26年度秩父市一般会計補正予算（第2回）

平成26年度秩父市一般会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,204千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,515,714千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年5月16日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,914,622	10,000	2,924,622
	2 国庫補助金	415,344	10,000	425,344
15 県支出金		2,113,409	9,504	2,122,913
	1 県負担金	740,955	9,504	750,459
20 諸収入		406,754	300	407,054
	5 雑入	263,871	300	264,171
21 市債		3,671,800	5,400	3,677,200
	1 市債	3,671,800	5,400	3,677,200
歳入合計		28,490,510	25,204	28,515,714

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,070,316	10,000	4,080,316
	1 総務管理費	3,440,152	10,000	3,450,152
7 商工費		681,603	300	681,903
	1 商工費	681,603	300	681,903
11 災害復旧費		4	15,000	15,004
	2 土木施設災害復旧費	3	15,000	15,003
14 予備費		100,438	△96	100,342
	1 予備費	100,438	△96	100,342
歳 出 合 計		28,490,510	25,204	28,515,714

第 2 表 地方債補正

(追加)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
13 道路橋りょう災害復旧事業費	0	普通貸借又は は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。	5,400	補正前に同じ。		

議案第53号

秩父市監査委員の選任について

秩父市監査委員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 秩父市大野原1041番地

氏 名 荒船 功

生年月日 昭和14年1月5日

平成26年5月16日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父市監査委員荒船功は、平成26年4月30日に任期が満了したので、議会の同意を得て選任したいため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により提出する。